

(第二章関係)

○第二十五条第一項及び第二項の規定による株式会社日本政策金融公庫法第四条第三項、第十一条第二項第五号、第三十一条第二項第二項及び第四項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第五項及び第七項、第四十九条第二項、第五十一条第一項及び第二項、第五十七条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第二項、第七十一条、第七十三条第一号、第三号及び第七号並びに附則第四十七条第一項の読替え	2
--	---

○第二十八条第一項の規定による中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の読替え	13
--	----

○第二十八条第二項の規定による中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の読替え	18
---	----

○第二十八条第三項の規定による中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の読替え	20
---	----

○第二十八条第四項の規定による中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の読替え	22
---	----

○第四十二条第三項の規定による第三十二条の読替え	24
--------------------------	----

○第四十三条第二項の規定による第三十四条第三項、第八項及び第九項の読替え	25
--------------------------------------	----

○第四十三条第三項の規定による独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条第七号の読替え	26
---	----

(第三章関係)

○第五十一条の規定による第五十条第二項の読替え	28
-------------------------	----

○第五十四条第二項の規定による第五十二条第二項から第十項までの読替え	29
------------------------------------	----

○第五十四条第五項の規定による同条第一項から第四項までの読替え	34
---------------------------------	----

○第五十四条第五項の規定において準用する同条第二項の規定による第五十二条第二項から第十項までの読替え	36
--	----

○第五十五条第一項の規定による勧告についての第五十五条第三項の規定による第五十二条第七項、第八項及び第十項の読替え	41
---	----

○第五十五条第二項の規定による勧告についての第五十五条第三項の規定による第五十二条第七項、第八項及び第十項の読替え	43
---	----

(第四章関係)

○第六十三条第五項の規定による第六十二条第三項から第八項までの読替え 45

(第五章関係) 47

○第六十六条第四項の規定による第六十六条第一項の読替え 47

○第六十七条第七項の規定による第六十七条第四項の読替え 53

○第七十条第四項、第七十三条第五項、第七十七条第三項の規定による第六十七条第四項、第五項、第八項の読替え 54

○第七十八条第二項の規定による第七十八条第一項の読替え 56

○第七十八条第三項の規定による第七十八条第一項の読替え 58

○第八十条第四項の規定による第六十七条第四項、第五項、第八項の読替え 63

○第八十二条第二項の規定による特許法第四十二条第一項の読替え 65

(第二章関係)

○第二十五条第一項及び第二項の規定による株式会社日本政策金融公庫法第四条第三項、第十一条第一項第五号、第三十一条第一項第二項及び第四項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第五項及び第七項、第四十九条第二項、第五十一条第一項及び第二項、第五十七条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項、第七十一条、第七十三条第一号、第三号及び第七号並びに附則第四十七条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分、波線はエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十七条の規定による読替)

読替後	読替前
(第二十五条) (政府の出資) 第四条 (略) 2 (略) 3 公庫は、第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号。以下「製造事業促進法」という。)第十七条の規定により読み替えて適用する第四十一条に定める經理の区分に従い、同条各号に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務(製造事業促進法第六条に規定する特定事業促進円滑化業務をいう。以下同じ。)に係る勘定ごとに整理しなければならない。	(政府の出資) 第四条 (略) 2 (略) 3 公庫は、第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第四十一条に定める經理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 四 (略)

五 公庫の行う業務(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第 号)第十三条第一項第一号に規定する供給確保促進円滑化業務(以下「供給確保促進円滑化業務」という。)を除く。)の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 (略)

(予算の形式及び内容)

第三十一条 公庫の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

一 次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務ごとの政府からの借入金
の限度額

イ 二 (略)

二 前号イからニまでに掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務ごとの社債の発行(外国を発行地とする社債を失った者からの請求によりその者に交付するためにする社債の発行を除く。)の限度額

三 五 (略)

3 (略)

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 四 (略)

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 (略)

(予算の形式及び内容)

第三十一条 公庫の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

一 次に掲げる業務ごとの政府からの借入金
の限度額

イ 二 (略)

二 前号イからニまでに掲げる業務ごとの社債の発行(外国を発行地とする社債を失った者からの請求によりその者に交付するためにする社債の発行を除く。)の限度額

三 五 (略)

3 (略)

4 第一項の収入支出予算は、第二項第一号イからハまで並びに第四十一条第五号及び第七号に掲げる業務並びに特定事業促進円滑化業務ごとに区分する。

5 (略)

(補正予算)

第三十五条 (略)

2 第二十九条第四項、第三十条、第三十三条及び前条並びに製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第三十一条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。

(暫定予算)

第三十六条 (略)

2 第二十九条第四項、第三十条、第三十三条及び第三十四条並びに製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第三十一条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 (略)

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一七 (略)

4 第一項の収入支出予算は、第二項第一号イからハまで並びに第四十一条第五号及び第七号に掲げる業務ごとに区分する。

5 (略)

(補正予算)

第三十五条 (略)

2 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び前条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。

(暫定予算)

第三十六条 (略)

2 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 (略)

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一七 (略)

(区分経理に係る会社法の準用等)

第四十二条 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条の規定により公庫が区分して行う経理について準用する。この場合において、会社法第二百九十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法」と、同法第四百四十六条中「株式会社社の剰余金の額」とあるのは「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号。以下「製造事業促進法」という。）第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する剰余金にあつては、第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額及び最終事業年度の末日における同法第四十二条第四項に規定する勘定に属する経営改善資金特別準備金の額を合計して得た額）」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定

(区分経理に係る会社法の準用等)

第四十二条 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により公庫が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第二百九十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法」と、同法第四百四十六条中「株式会社社の剰余金の額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する剰余金にあつては、第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額及び最終事業年度の末日における同法第四十二条第四項に規定する勘定に属する経営改善資金特別準備金の額を合計して得た額）」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する

により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十七条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条の規定により公庫が区分して行う経理について準用する。この場合において、会社法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、

資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第四十七条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により公庫が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 公庫が製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの公庫の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の公庫のすべての勘定に属する資本金の額の合計額とし、公庫が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの公庫の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の公庫のすべての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

4・5 （略）

（国庫納付金）

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2・4 （略）

5 第一項の準備金は、第四十一条各号に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

3 公庫が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの公庫の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の公庫のすべての勘定に属する資本金の額の合計額とし、公庫が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの公庫の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の公庫のすべての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

4・5 （略）

（国庫納付金）

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2・4 （略）

5 第一項の準備金は、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

6 (略)

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分並びに第四十一条各号に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行つてはならない。

(借入金及び社債)

第四十九条 (略)

2 前項に規定する「特定短期借入金」とは、公庫が第三十一条第二項第一号イからニまでに掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の範囲内で銀行その他の主務省令で定める金融機関から行う短期借入金をいう。

一 第三十一条第二項第一号の規定により定められた同号イからニまでに掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務ごとの政府からの借入金の限度額並びに、同項第二号の規定により定められた同項第一号イからニまでに掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務ごとの社債の発行の限度額の合計額に相当する金額

二 第三十一条第二項第一号イからニまでに掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるために既に借り入れている借入金の借入れの額並びに既に発行している社債の額の合計額に相当する金額

3
5 (略)

6 (略)

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行つてはならない。

(借入金及び社債)

第四十九条 (略)

2 前項に規定する「特定短期借入金」とは、公庫が第三十一条第二項第一号イからニまでに掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の範囲内で銀行その他の主務省令で定める金融機関から行う短期借入金をいう。

一 第三十一条第二項第一号の規定により定められた同号イからニまでに掲げる業務ごとの政府からの借入金の限度額及び同項第二号の規定により定められた同項第一号イからニまでに掲げる業務ごとの社債の発行の限度額の合計額に相当する金額

二 第三十一条第二項第一号イからニまでに掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために既に借り入れている借入金の借入れの額及び既に発行している社債の額の合計額に相当する金額

3
5 (略)

(借入れ又は社債の発行に係る資金の整理、借換え及び社債券の喪失)

第五十一条 公庫が製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

2 製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条第二項に規定する特定短期借入金及び同条第三項に規定する短期借入金については、これらの借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3・4 (略)

(主務省令への委任)

第五十七条 この法律及び製造事業促進法並びにこれらに基づく政令に規定するもののほか、公庫の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律又は中小企業信用保険法の

(借入れ又は社債の発行に係る資金の整理、借換え及び社債券の喪失)

第五十一条 公庫が第四十九条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

2 第四十九条第二項に規定する特定短期借入金及び同条第三項に規定する短期借入金については、これらの借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3・4 (略)

(主務省令への委任)

第五十七条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、公庫の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2／4 (略)

(主務大臣)

第六十四条 この法律（製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、特定事業促進円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、内

2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2／4 (略)

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

閣総理大臣及び財務大臣とする。

一〇七 (略)

2 (略)

第七十一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又は受託法人の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 (略)

三 第十一条及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十三条第一項第一号に規定する業務以外の業務を行ったとき。

一〇七 (略)

2 (略)

第七十一条 第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又は受託法人の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 (略)

三 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四〇六 (略)

七 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

附 則

(公庫の業務の在り方の検討)

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務(供給確保促進円滑化業務を除く。)の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2
(略)

四〇六 (略)

七 第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

附 則

(公庫の業務の在り方の検討)

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2
(略)

○第二十八条第一項の規定による中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の読替え

（傍線部分は読替部分） 【読替適用】

読 替 後	読 替 前
（普通保険） 第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下この項において「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第二十八条第一項に規定する供給確保関連保証（以下「供給確保関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振	（普通保険） 第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下この項において「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金額のうち保証をした額（手形の割引の

興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2／5 （略）

（無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをするにより、中小企業者一人についての供給確保関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2／5 （略）

（無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをするにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 (略)

3 公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、供給確保関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（供給確保関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

4 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項

2 (略)

3 公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

4 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項

に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをするにより、小規模企業者一人についての供給確保関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ二千万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、供給確保関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち保証をした額が二千万円（供給確保関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、二千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをするにより、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が二千万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二千万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、二千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

3
•
4
(略)

3
•
4
(略)

○第二十八条第二項の規定による中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の読替え

(傍線部分は読替部分) 【読替適用】

読 替 後	読 替 前
(海外投資関係保険) 第三条の七 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人と永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの(第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が三億円(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十三条第一項第一号に規定する認定供給確保事業に必要な資金(以下「供給確保事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、六億円(供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)。次項にお	(海外投資関係保険) 第三条の七 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人と永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの(第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「海外投資関係保険」という。)について、借入金額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 (略)	いて同じ。)を超えることができない保険(以下「海外投資関係保険」という。)について、借入金の中のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。 2 公庫と海外投資関係保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が三億円(供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)(当該債務者たる中小企業者について既に海外投資関係保険の保険関係が成立している場合にあつては、三億円(供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成立するものとする。
3 (略)	2 公庫と海外投資関係保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円(当該債務者たる中小企業者について既に海外投資関係保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円)から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成立するものとする。

○第二十八条第三項の規定による中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の読替え

（傍線部分は読替部分） 【読替適用】

読替後	読替前
（新事業開拓保険） 第三条の八 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が三億円（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十三条第一項第一号に規定する認定供給確保事業に必要な資金（以下「供給確保事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものときは、六億円	（新事業開拓保険） 第三条の八 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「新事業開拓保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定

(供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「新事業開拓保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。 2 公庫と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は次条第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が<u>三億円</u>(供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、<u>二億円</u>) (当該債務者たる中小企業者について既に新事業開拓保険の保険関係が成立している場合にあっては、<u>三億円</u> (供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、<u>二億円</u>) から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成立するものとする。 3 (略)	める契約を締結することができる。 2 公庫と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は次条第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が<u>二億円</u>(当該債務者たる中小企業者について既に新事業開拓保険の保険関係が成立している場合にあっては、<u>二億円</u>から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成立するものとする。 3 (略)
---	--

○第二十八条第四項の規定による中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の読替え

(傍線部分は読替部分) 【読替適用】

読 替 後	読 替 前
(普通保険) 第三条 (略) 2 前項の保険関係においては、保険価額に<u>百分の八十</u>を乗じて得た金額を保険金額とする。 3 5 (略) (保険金) 第五条 公庫が普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済(手形の割引及び電子記録債権の割引の場合は、支払。以下同じ。を)をした借入金(手形の割引の場合は手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務。以下同じ。)、社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。又は特定支払債務の額から信用保証協会がその支払の請求をする時までに中小企業者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の	(普通保険) 第三条 (略) 2 前項の保険関係においては、保険価額に<u>百分の七十</u>を乗じて得た金額を保険金額とする。 3 5 (略) (保険金) 第五条 公庫が普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済(手形の割引及び電子記録債権の割引の場合は、支払。以下同じ。を)をした借入金(手形の割引の場合は手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務。以下同じ。)、社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。又は特定支払債務の額から信用保証協会がその支払の請求をする時までに中小企業者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の

賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）を控除した残額（第八条において「回収後残額」という。）に、百分の八十を乗じて得た額とする。

一〇三
（略）

賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）を控除した残額（第八条において「回収後残額」という。）に、百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）を乗じて得た額とする。

一〇三
（略）

○第四十二条第三項の規定による第三十二条の読替え

(傍線部分は読替部分、二重線は当然読替) 【準用】

読 替 後	読 替 前
(安定供給確保支援独立行政法人の指定の公示等) 第三十二条 主務大臣は、<u>第四十二条第二項の規定による指定をしたときは</u>、当該指定に係る<u>安定供給確保支援独立行政法人の名称、住所及び安定供給確保支援業務</u>(<u>第四十二条第二項の指定に係るものに限る。</u>)を行う<u>事務所</u>の所在地並びに指定に係る特定重要物資を公示するものとする。 2 <u>安定供給確保支援独立行政法人は、その名称、住所又は安定供給確保支援業務を行う事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</u> 3 主務大臣は、<u>第四十三条第二項の規定において準用する前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。</u>	(安定供給確保支援法人の指定の公示等) 第三十二条 主務大臣は、<u>指定をしたときは</u>、当該指定に係る<u>安定供給確保支援法人の名称、住所及び安定供給確保支援業務を行う営業所又は事務所</u>の所在地並びに指定に係る特定重要物資を公示するものとする。 2 <u>安定供給確保支援法人は、その名称、住所又は安定供給確保支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</u> 3 主務大臣は、<u>前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。</u>

○第四十三条第二項の規定による第三十四条第三項、第八項及び第九項の読替え

(傍線部分は読替部分、二重線は当然読替) 【準用】

読 替 後	読 替 前
(安定供給確保支援独立行政法人基金) 第三十四条 (略) 2 (略) 3 安定供給確保支援独立行政法人基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該安定供給確保支援独立行政法人基金に充てるものとする。 4～7 (略) 8 安定供給確保支援独立行政法人は、安定供給確保支援独立行政法人基金を設けたときは、毎事業年度、当該安定供給確保支援独立行政法人基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。 9 主務大臣は、<u>第四十三条第二項の規定において準用する前項の報告書</u>の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。	(安定供給確保支援法人基金) 第三十四条 (略) 2 (略) 3 安定供給確保支援法人基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該安定供給確保支援法人基金に充てるものとする。 4～7 (略) 8 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援法人基金を設けたときは、毎事業年度、当該安定供給確保支援法人基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。 9 主務大臣は、<u>前項の報告書の提出を受けたときは</u>、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○第四十三条第三項の規定による独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条第七号の読替え

(傍線部分は読替部分、二重線は当然読替) 【準用】

読替後	読替前
(余裕金の運用) 第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本補填の契約があるもの (財務大臣との協議) 第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。 一 六 (略) 七 <u>第四十三条第三項の規定において準用する第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。</u>	(余裕金の運用) 第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託 (財務大臣との協議) 第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。 一 六 (略) 七 <u>第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。</u>

[

(第三章関係)

○第五十一条の規定による第五十条第二項の読替え

(傍線部分は読替部分、二重線は当然読替) 【準用】

読替後	読替前
(特定社会基盤事業者の指定) 第五十条 (略) 2 主務大臣は、<u>特定社会基盤事業者の指定を解除したときは</u>、その旨を<u>当該指定の解除を受けた者に通知するとともに</u>、<u>当該指定の解除を受けた者の名称、住所、当該指定の解除に係る特定社会基盤事業の種類及び当該指定の解除をした日を公示しなければならない。</u> 3 (略)	(特定社会基盤事業者の指定) 第五十条 (略) 2 主務大臣は、<u>特定社会基盤事業者を指定したときは</u>、その旨を<u>当該指定を受けた者にその旨を通知するとともに</u>、<u>当該指定を受けた者の名称、住所、当該指定に係る特定社会基盤事業の種類及び当該指定をした日を公示しなければならない。</u> <u>これらの事項に変更があつたときも同様とする。</u> 3 (略)

○第五十四条第二項の規定による第五十二条第二項から第十項までの読替え

(傍線部分は読替部分、二重線は当然読替) 【準用】

読 替 後	読 替 前
【第五十四条第二項の規定による第五十二条第二項から第十項までの読替え】 (特定重要設備の導入等) 第五十二条 (略) 2 <u>変更の案</u>には、<u>次に掲げる事項</u>(<u>変更に係るものに限る。</u>)を記載しなければならない。 一 特定重要設備の概要 二 特定重要設備の導入を行う場合にあっては、次に掲げる事項 イ 導入の内容及び時期 ロ 特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの ハ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為(特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤業務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下この章において同じ。)の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として主務省令で定めるもの 三 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては、次に掲	(特定重要設備の導入等) 第五十二条 (略) 2 <u>導入等計画書</u>には、<u>次に掲げる事項</u>を記載しなければならない。 一 特定重要設備の概要 二 特定重要設備の導入を行う場合にあっては、次に掲げる事項 イ 導入の内容及び時期 ロ 特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの ハ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為(特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤業務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下この章において同じ。)の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として主務省令で定めるもの 三 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては、次に掲

げる事項

イ 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

ロ 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項として主務省令で定めるもの

ハ 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託に関する事項として主務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項

3 第五十四条第一項の規定による変更の案の届出をした特定社会基盤事業者は、主務大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、変更後の導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせてはならない。ただし、主務大臣は、当該導入又は重要維持管理等の委託の規模、性質等に照らし次項の規定による審査が必要ないと認めるときは、その期間を短縮することができる。

4 主務大臣は、第五十四条第一項の規定による変更の案の届出があった場合において、変更後の導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するため又は第五十四条第二項の規定において準用する第六項の規定による勧告若しくは第五十四条第二項の規定において準用する第十項の規定による命令をするため必要があると認めるときは、当該変更後の導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り延長すること

げる事項

イ 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

ロ 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項として主務省令で定めるもの

ハ 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託に関する事項として主務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項

3 第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者は、主務大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせてはならない。ただし、主務大臣は、当該導入又は重要維持管理等の委託の規模、性質等に照らし次項の規定による審査が必要ないと認めるときは、その期間を短縮することができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による導入等計画書の届出があった場合において、当該導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するため又は第六項の規定による勧告若しくは第十項の規定による命令をするため必要があると認めるときは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り延長することができる。

ができる。

5 主務大臣は、第五十四条第二項の規定において準用する前項の規定により特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長した期間の満了前に当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいとはいえないと認めるときは、当該延長した期間を短縮することができる。

6 主務大臣は、第五十四条第二項の規定において準用する第四項の規定による審査をした結果、第五十四条第一項の規定より届け出られた変更の案による変更後の導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該変更の案の内容の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で変更の案による変更後の導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又はこれらを中止すべきことを勧告することができる。ただし、当該勧告をすることができず期間は、当該届出を受理した日から起算して三十日（第五十四条第二項の規定において準用する第四項の規定による延長をした場合にあつては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

7 第五十四条第二項の規定において準用する前項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか及び応諾しない場合にあつてはその理由を通知しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長した期間の満了前に当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいとはいえないと認めるときは、当該延長した期間を短縮することができる。

6 主務大臣は、第四項の規定による審査をした結果、第一項の規定より届け出られた導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該導入等計画書の内容の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又はこれらを中止すべきことを勧告することができる。ただし、当該勧告をすることができず期間は、当該届出を受理した日から起算して三十日（第四項の規定による延長をした場合にあつては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

7 前項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか及び応諾しない場合にあつてはその理由を通知しなければならない。

8 第五十四条第二項の規定において準用する前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた変更の案を主務大臣に届け出た上で、当該変更の案による変更後の導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせ、又は当該勧告に係る変更の案による変更後の導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止しなければならない。

9 第五十四条第二項の規定において準用する第七項の規定による勧告を応諾する旨の通知をした者は、第五十四条第二項の規定において準用する第三項又は第四項の規定にかかわらず、第五十四条第一項の規定による変更の案の届出をした日から起算して三十日（第五十四条第二項の規定において準用する第四項の規定による延長がされた場合にあっては、当該延長がされた期間の満了する日）を経過しなくても、第五十四条第二項の規定において準用する前項の規定により届け出た導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせることができる。

10 第五十四条第二項の規定において準用する第六項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、第五十四条第二項の規定において準用する第七項の規定による通知をしなかった場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であつて当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る

8 前項の規定による勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせ、又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止しなければならない。

9 第七項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、第三項又は第四項の規定にかかわらず、第一項の規定による導入等計画書の届出をした日から起算して三十日（第四項の規定による延長がされた場合にあっては、当該延長がされた期間の満了する日）を経過しなくても、前項の規定により届け出た導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせることができる。

10 第六項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、第七項の規定による通知をしなかった場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であつて当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特

変更を加えた変更の案による変更後の導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該変更の案による変更後の導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る変更の案による変更後の導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができ。ただし、当該変更を加えた変更の案による変更後の導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る変更の案による変更後の導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができる期間は、第五十四条第一項の規定による変更の案の届出を受理した日から起算して三十日（第五十四条第二項の規定において準用する第四項の規定による延長をした場合にあつては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

11
(略)

定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができる。ただし、当該変更を加えた導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができる期間は、第一項の規定による導入等計画書の届出を受理した日から起算して三十日（第四項の規定による延長をした場合にあつては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

11
(略)

○第五十四条第五項の規定による同条第一項から第四項までの読替え

(傍線部分は読替部分、二重線は当然読替) 【準用】

読 替 後	読 替 前
【第五十四条第五項の規定による同条第一項から第四項までの読替え】 (緊急導入等届出書の変更等) 第五十四条 特定社会基盤事業者は、<u>第五十二条第十一項の規定により届け出た緊急導入等届出書</u>(この法律の規定による変更をしたときは、その変更後のもの。以下この条及び次条第二項において同じ。)に係る特定重要設備の重要維持管理等を行わせる期間の終了前に<u>第五十二条第二項各号に掲げる事項につき主務省令で定める重要な変更をする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該緊急導入等届出書の変更の案を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、当該変更をすることが緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合には、この限りでない。</u> 2 <u>第五十二条第二項から第十項までの規定は、第五項において準用する前項の規定による変更の案の届出について準用する。</u> 3 特定社会基盤事業者は、<u>第五項において準用する第一項ただし書に規定する場合において同項の規定による変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、同項の主務省令で定める書類を添付して</u>	(導入等計画書の変更等) 第五十四条 特定社会基盤事業者は、<u>第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書</u>(この法律の規定による変更をしたときは、その変更後のもの。以下この条及び次条第一項において同じ。)に係る特定重要設備の導入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間の終了前に<u>第五十二条第二項各号に掲げる事項につき主務省令で定める重要な変更をする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該導入等計画書の変更の案を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、当該変更をすることが緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合には、この限りでない。</u> 2 <u>第五十二条第二項から第十項までの規定は、前項の規定による変更の案の届出について準用する。</u> 3 特定社会基盤事業者は、<u>第一項ただし書に規定する場合において同項の規定による変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、同項の主務省令で定める書類を添付して、当該変更の内容を記載</u>

、当該変更の内容を記載した緊急導入等届出書を主務大臣に届け出なければならぬ。

4 特定社会基盤事業者は、第五十二条第十一項の規定により届け出た緊急導入等届出書に係る特定重要設備の重要維持管理等を行わせる期間の終了前に同条第二項各号に掲げる事項につき変更（第五項において準用する第一項の規定による変更及び主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき又は当該導入を行った後に同条第二項第二号ハに掲げる事項につき主務省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該変更の内容を主務大臣に報告しなければならぬ。

5
(略)

した導入等計画書を主務大臣に届け出なければならない。

4 特定社会基盤事業者は、第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間の終了前に同条第二項各号に掲げる事項につき変更（第一項の規定による変更及び主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき又は当該導入を行った後に同条第二項第二号ハに掲げる事項につき主務省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該変更の内容を主務大臣に報告しなければならぬ。

5
(略)

○第五十四条第五項の規定において準用する同条第二項の規定による第五十二条第二項から第十項までの読替え

(傍線部分は読替部分、二重線は当然読替) 【準用】

読 替 後	読 替 前
(特定重要設備の導入等) 第五十二条 (略) 2 <u>変更の案には、次に掲げる事項(変更に係るものに限る。)</u>を記載しなければならない。 一 特定重要設備の概要 二 特定重要設備の導入を行う場合にあっては、次に掲げる事項 イ 導入の内容及び時期 ロ 特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの ハ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為(特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤業務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下この章において同じ。)の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として主務省令で定めるもの 三 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては、次に掲げる事項 イ 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間	(特定重要設備の導入等) 第五十二条 (略) 2 <u>導入等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> 一 特定重要設備の概要 二 特定重要設備の導入を行う場合にあっては、次に掲げる事項 イ 導入の内容及び時期 ロ 特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの ハ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為(特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤業務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下この章において同じ。)の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として主務省令で定めるもの 三 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては、次に掲げる事項 イ 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

ロ 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項として主務省令で定めるもの

ハ 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託に関する事項として主務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項

3 第五十四条第五項において準用する同条第一項の規定による変更の案の届出をした特定社会基盤事業者は、主務大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該変更の案による変更後の緊急導入等届出書に係る特定重要設備の重要維持管理等を行わせてはならない。ただし、主務大臣は、当該重要維持管理等の委託の規模、性質等に照らし次項の規定による審査が必要ないと認めるときは、その期間を短縮することができる。

4 主務大臣は、第五十四条第五項において準用する同条第一項の規定による変更の案の届出があつた場合において、当該変更の案による変更後の緊急導入等届出書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するため又は第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する第六項の規定による勧告若しくは第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する第十項の規定による命令をするため必要があると認めるときは、当該変更の案による変更後の緊急導入等届出書に係る特定重要設備の重要維持管理等を行わせてはならない期間を、当該届出を受理し

ロ 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項として主務省令で定めるもの

ハ 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託に関する事項として主務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項

3 第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者は、主務大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせてはならない。ただし、主務大臣は、当該導入又は重要維持管理等の委託の規模、性質等に照らし次項の規定による審査が必要ないと認めるときは、その期間を短縮することができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による導入等計画書の届出があつた場合において、当該導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するため又は第六項の規定による勧告若しくは第十項の規定による命令をするため必要があると認めるときは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り延長することができる。

た日から起算して四月間に限り延長することができる。

5 主務大臣は、第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する前項の規定により特定重要設備の重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長した期間の満了前に当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいとはいえないと認めるときは、当該延長した期間を短縮することができる。

6 主務大臣は、第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する第四項の規定による審査をした結果、第五十四条第五項において準用する同条第一項の規定より届け出られた変更の案による変更後の緊急導入等届出書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該変更の案の内容の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で当該変更の案による変更後の緊急導入等届出書に係る特定重要設備の重要維持管理等を行わせるべきこと又はこれを中止すべきことを勧告することができる。ただし、当該勧告をすることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して三十日（第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する第四項の規定による延長をした場合にあっては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

7 第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する前項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾する

5 主務大臣は、前項の規定により特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長した期間の満了前に当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいとはいえないと認めるときは、当該延長した期間を短縮することができる。

6 主務大臣は、第四項の規定による審査をした結果、第一項の規定より届け出られた導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該導入等計画書の内容の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又はこれらを中止すべきことを勧告することができる。ただし、当該勧告をすることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して三十日（第四項の規定による延長をした場合にあっては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

7 前項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか及び応諾しない場合にあってはその理由を通知しなければならない

かしないか及び応諾しない場合にあつてはその理由を通知しなければならない。

8 第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する前項の規定による勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた変更の案を主務大臣に届け出た上で、当該変更の案による変更後の緊急導入等届出書に基づき特定重要設備の重要維持管理等を行わせ、又は当該勧告に係る変更の案による変更後の緊急導入等届出書に係る特定重要設備の重要維持管理等の委託を中止しなければならない。

9 第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する第七項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する第三項又は第四項の規定にかかわらず、第五十四条第五項において準用する同条第一項の規定による変更の案の届出をした日から起算して三十日（第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する第四項の規定による延長がされた場合にあつては、当該延長がされた期間の満了する日）を経過しなくても、第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する前項の規定により届け出た変更の案による変更後の緊急導入等届出書に基づき特定重要設備の重要維持管理等を行わせることができる。

10 第五十四条第五項において準用する同条第二項の規定において準用する第六項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、第五十四条

らない。

8 前項の規定による勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせ、又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止しなければならない。

9 第七項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、第三項又は第四項の規定にかかわらず、第一項の規定による導入等計画書の届出をした日から起算して三十日（第四項の規定による延長がされた場合にあつては、当該延長がされた期間の満了する日）を経過しなくても、前項の規定により届け出た導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせることができる。

10 第六項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、第七項の規定による通知をしなかった場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をし

第二項の規定において準用する第七項の規定による通知をしなかった場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であつて当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた変更の案による変更後の緊急導入等届出書を主務大臣に届け出た上で、当該変更の案による変更後の緊急導入等届出書に基づき特定重要設備の重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る変更の案による変更後の緊急導入等届出書に係る特定重要設備の重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができる。ただし、当該変更を加えた変更の案による変更後の緊急導入等届出書に基づき特定重要設備の重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る変更の案による変更後の緊急導入等届出書に係る特定重要設備の重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができ、第五十四条第五項において準用する同条第一項の規定による変更の案の届出を受理した日から起算して三十日（第四項の規定による延長をした場合にあつては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

11
(略)

た場合であつて当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができる。ただし、当該変更を加えた導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができ、第一項の規定による導入等計画書の届出を受理した日から起算して三十日（第四項の規定による延長をした場合にあつては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。

11
(略)

○第五十五条第一項の規定による勧告についての第五十五条第三項の規定による第五十二条第七項、第八項及び第十項の読替え

(傍線部分は読替部分、二重線は当然読替) 【準用】

読替後	読替前
【第五十五条第三項の規定による第五十五条第一項の規定による勧告についての第五十二条第七項、第八項及び第十項の読替え】 (特定重要設備の導入等) 第五十二条 (略) 2ゝ6 (略) 7 <u>第五十五条第一項</u>の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。 8 <u>第五十五条第一項</u>の規定による勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた<u>緊急導入等届出書</u>を主務大臣に届け出た上で、当該<u>緊急導入等届出書</u>に基づき特定重要設備の<u>重要維持管理</u>等を行わせ、又は当該勧告に係る<u>緊急導入等届出書</u>に係る特定重要設備の<u>重要維持管理</u>等の委託を中止しなければならない。 9 (略) 10 <u>第五十五条第一項</u>の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、<u>第五十五条第三項</u>において準用する第七項の規定による通知をしなかつ	(特定重要設備の導入等) 第五十二条 (略) 2ゝ6 (略) 7 <u>前項</u>の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。 8 <u>前項</u>の規定による勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた<u>導入等計画書</u>を主務大臣に届け出た上で、当該<u>導入等計画書</u>に基づき特定重要設備の<u>導入</u>を行い若しくは<u>重要維持管理</u>等を行わせ、又は当該勧告に係る<u>導入等計画書</u>に係る特定重要設備の<u>導入</u>若しくは<u>重要維持管理</u>等の委託を中止しなければならない。 9 (略) 10 <u>第六項</u>の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、<u>第七項</u>の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をし

た場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であつて当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた<u>緊急導入等届出書</u>を主務大臣に届け出た上で、当該<u>緊急導入等届出書</u>に基づき特定重要設備の<u>重要維持管理等</u>を行わせるべきこと又は当該勧告に係る<u>緊急導入等届出書</u>に係る特定重要設備の<u>重要維持管理等</u>の委託を中止すべきことを命ずることができる。ただし、当該変更を加えた<u>緊急導入等届出書</u>に基づき特定重要設備の<u>重要維持管理等</u>を行わせるべきこと又は当該勧告に係る<u>緊急導入等届出書</u>に係る特定重要設備の<u>重要維持管理等</u>の委託を中止すべきことを命ずることを命ずることができる期間は、第一項の規定による<u>緊急導入等届出書</u>の届出を受理した日から起算して三十日（第四項の規定による延長をした場合にあつては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。 ※第十項ただし書は準用の対象から除かれている。 11 (略)	た場合であつて当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた<u>導入等計画書</u>を主務大臣に届け出た上で、当該<u>導入等計画書</u>に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは<u>重要維持管理等</u>を行わせるべきこと又は当該勧告に係る<u>導入等計画書</u>に係る特定重要設備の導入若しくは<u>重要維持管理等</u>の委託を中止すべきことを命ずることができる。ただし、当該変更を加えた<u>導入等計画書</u>に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは<u>重要維持管理等</u>を行わせるべきこと又は当該勧告に係る<u>導入等計画書</u>に係る特定重要設備の導入若しくは<u>重要維持管理等</u>の委託を中止すべきことを命ずることを命ずることができる期間は、第一項の規定による<u>導入等計画書</u>の届出を受理した日から起算して三十日（第四項の規定による延長をした場合にあつては、当該延長をした期間の満了する日）までとする。 11 (略)
---	---

○第五十五条第二項の規定による勧告についての第五十五条第三項の規定による第五十二条第七項、第八項及び第十項の読替え

(傍線部分は読替部分、二重線は当然読替) 【準用】

読 替 後	読 替 前
(特定重要設備の導入等) 第五十二条 (略) 2～6 (略) 7 <u>第五十五条第二項</u>の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。 8 <u>第五十五条第二項</u>の規定による勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせ、又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止しなければならない。 9 (略) 10 <u>第五十五条第二項</u>の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、<u>第五十五条第三項</u>において準用する第七項の規定による通知をしなかった場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であつて当該勧告	(特定重要設備の導入等) 第五十二条 (略) 2～6 (略) 7 <u>前項</u>の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。 8 <u>前項</u>の規定による勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせ、又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止しなければならない。 9 (略) 10 <u>第六項</u>の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、<u>第七項</u>の規定による通知をしなかった場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であつて当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと

11 (略)	を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができる。ただし、当該変更を加えた導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができ、第一項の規定による導入等計画書の届出を受理した日から起算して三十日（第四項の規定により延長した場合にあつては、当該延長した期間の満了する日）までとする。 ※第十項ただし書は準用の対象から除かれている。
11 (略)	認められるときは、主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができる期間、第一項の規定による導入等計画書の届出を受理した日から起算して三十日（第四項の規定により延長した場合にあつては、当該延長した期間の満了する日）までとする。

(第四章関係)

○第六十三条第五項の規定による第六十二条第三項から第八項までの読替え

(傍線部分は読替部分、二重線は当然読替) 【準用】

読 替 後	読 替 前
(第六十三条第五項) (協議会) 第六十二条 (略) 2 (略) 3 第一項の規定により<u>指定基金協議会</u>を組織する<u>指定基金所管大臣及び内閣総理大臣</u>は、必要と認めるときは、<u>指定基金協議会</u>に、国の関係行政機関の長、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者、第六十四条第二項の規定による委託を受けた者その他の<u>指定基金所管大臣及び内閣総理大臣</u>が必要と認める者を、その同意を得て構成員として加えることができる。 4 <u>指定基金協議会</u>は、第一項の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。 一 当該特定重要技術の研究開発に有用な情報の収集、整理及び分析に関する事項 二 当該特定重要技術の研究開発の効果的な促進のための方策に関する事項	(協議会) 第六十二条 (略) 2 (略) 3 第一項の規定により<u>協議会</u>を組織する<u>研究開発大臣</u>は、必要と認めるときは、<u>協議会</u>に、国の関係行政機関の長、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者、第六十四条第二項の規定による委託を受けた者その他の<u>研究開発大臣</u>が必要と認める者を、その同意を得て構成員として加えることができる。 4 <u>協議会</u>は、第一項の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。 一 当該特定重要技術の研究開発に有用な情報の収集、整理及び分析に関する事項 二 当該特定重要技術の研究開発の効果的な促進のための方策に関する事項

三 当該特定重要技術の研究開発の内容及び成果の取扱いに関する事項 四 当該特定重要技術の研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項 五 その他当該特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に必要な事項 5 <u>指定基金協議会</u>の構成員は、前項の協議の結果に基づき、特定重要技術の研究開発に関する情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとする。 6 <u>指定基金協議会</u>は、第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員又は第六十四条第二項の規定による委託を受けた者（当該指定基金協議会の構成員であるものを除く。）に対し、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に必要な資料の提出、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員及び当該委託を受けた者は、その求めに協力するよう努めるものとする。 7 <u>指定基金協議会</u>の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 8 前各項に定めるもののほか、<u>指定基金協議会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>指定基金協議会</u>が定める。	三 当該特定重要技術の研究開発の内容及び成果の取扱いに関する事項 四 当該特定重要技術の研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項 五 その他当該特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に必要な事項 5 <u>協議会</u>の構成員は、前項の協議の結果に基づき、特定重要技術の研究開発に関する情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとする。 6 <u>協議会</u>は、第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員又は第六十四条第二項の規定による委託を受けた者（当該協議会の構成員であるものを除く。）に対し、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に必要な資料の提出、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員及び当該委託を受けた者は、その求めに協力するよう努めるものとする。 7 <u>協議会</u>の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 8 前各項に定めるもののほか、<u>協議会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>協議会</u>が定める。
--	--

(第五章関係)

○第六十六条第四項の規定による第六十六条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分) 【読替適用】

読 替 後	読 替 前
○特許法第三十六条の二関係 (内閣総理大臣への送付) 第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類(国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定第一条に規定する国際特許分類をいう。)又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの(以下この項において「特定技術分野」という。)に属する発明(その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。)が記載されているときは、当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項に規定する翻訳文が提出された日(同条第四項又は第六項の規定により当該翻訳文が提出された場合にあっては、同条第七項の規定にかかわらず、当該翻訳文が現に提出された日)から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を	(内閣総理大臣への送付) 第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類(国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定第一条に規定する国際特許分類をいう。)又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの(以下この項において「特定技術分野」という。)に属する発明(その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。)が記載されているときは、当該特許出願の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の

経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。

2
11 (略)

○特許法第三十八条の三関係

（内閣総理大臣への送付）

第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類（国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定第一条に規定する国際特許分類をいう。）又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（以下この項において「特定技術分野」という。）に属する発明（その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。）が記載されているときは、当該特許出願に係る特許法第三十八条の三第三項に規定する明細書及び図面並びに先の特許出願に関する書類が提出された日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経

状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。

2
11 (略)

（内閣総理大臣への送付）

第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類（国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定第一条に規定する国際特許分類をいう。）又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（以下この項において「特定技術分野」という。）に属する発明（その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。）が記載されているときは、当該特許出願の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし

済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。

2
11 (略)

○特許法第三十八条の四関係

（内閣総理大臣への送付）

第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類（国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定第一条に規定する国際特許分類をいう。）又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（以下この項において「特定技術分野」という。）に属する発明（その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。）が記載されているときは、当該特許出願に係る特許法第三十八条の四第三項に規定する明細書等補完書が提出された日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより

、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。

2
11 (略)

（内閣総理大臣への送付）

第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類（国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定第一条に規定する国際特許分類をいう。）又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（以下この項において「特定技術分野」という。）に属する発明（その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。）が記載されているときは、当該特許出願の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし

、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。

2
11 (略)

○特許法第四十四条関係

（内閣総理大臣への送付）

第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類（国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定第一条に規定する国際特許分類をいう。）又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（以下この項において「特定技術分野」という。）に属する発明（その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあっては、政令で定める要件に該当するものに限る。）が記載されているときは、当該特許出願に係る特許法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明

、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。

2
11 (略)

（内閣総理大臣への送付）

第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類（国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定第一条に規定する国際特許分類をいう。）又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（以下この項において「特定技術分野」という。）に属する発明（その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあっては、政令で定める要件に該当するものに限る。）が記載されているときは、当該特許出願の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の

がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。

2
11 (略)

○特許法第四十六条関係

（内閣総理大臣への送付）

第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類（国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定第一条に規定する国際特許分類をいう。）又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（以下この項において「特定技術分野」という。）に属する発明（その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。）が記載されているときは、当該特許出願に係る特許法第四十六条第一項の規定による出願の変更の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、

状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。

2
11 (略)

（内閣総理大臣への送付）

第六十六条 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類（国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定第一条に規定する国際特許分類をいう。）又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの（以下この項において「特定技術分野」という。）に属する発明（その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあつては、政令で定める要件に該当するものに限る。）が記載されているときは、当該特許出願の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項

保全審査（次条第一項に規定する保全審査をいう。次項において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。 2 11 (略)	において同じ。）に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。 2 11 (略)
---	--

○第六十七条第七項の規定による第六十七条第四項の読替え

(傍線部分は読替部分) 【読替適用】

読 替 後	読 替 前
(内閣総理大臣による保全審査) 第六十七条 (略) 2・3 (略) 4 内閣総理大臣は、<u>第六項の規定による協議に応ずるための十分な資料又は情報を保有していないときは、国の機関以外の専門的な知識を有する者に対し、必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。</u>この場合においては、当該専門的な知識を有する者に発明の内容が開示されることにより特許出願人の利益が害されないよう、当該専門的な知識を有する者の選定について配慮しなければならない。 5 11 (略)	(内閣総理大臣による保全審査) 第六十七条 (略) 2・3 (略) 4 内閣総理大臣は、<u>前項の規定により十分な資料又は情報が得られないときは、国の機関以外の専門的な知識を有する者に対し、必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。</u>この場合においては、当該専門的な知識を有する者に発明の内容が開示されることにより特許出願人の利益が害されないよう、当該専門的な知識を有する者の選定について配慮しなければならない。 5 11 (略)

○第七十条第四項、第七十三条第五項、第七十七条第三項の規定による第六十七条第四項、第五項、第八項の読替え

(傍線部分は読替部分) 【準用】

読替後	読替前
(内閣総理大臣による保全審査) 第六十七条 (略) 2・3 (略) 4 内閣総理大臣は、前項の規定により十分な資料又は情報が得られないときは、国の機関以外の専門的知識を有する者に対し、必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合においては、当該専門的知識を有する者に<u>保全対象発明</u>の内容が開示されることにより特許出願人の利益が害されないよう、当該専門的知識を有する者の選定について配慮しなければならない。 5 内閣総理大臣は、前項の規定により国の機関以外の専門的知識を有する者に対し必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めるに当たり、必要があると認めるときは、その者(補助者の使用の申出がある場合には、その者及びその補助者。以下この項において同じ。)に<u>保全対象発明</u>の内容を開示することができる。この場合においては、その者に対し、あらかじめ、第八項の規定の適用を受けることについて説明した上、当該開示を受けることについての同意を得なければならない。	(内閣総理大臣による保全審査) 第六十七条 (略) 2・3 (略) 4 内閣総理大臣は、前項の規定により十分な資料又は情報が得られないときは、国の機関以外の専門的知識を有する者に対し、必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合においては、当該専門的知識を有する者に<u>発明</u>の内容が開示されることにより特許出願人の利益が害されないよう、当該専門的知識を有する者の選定について配慮しなければならない。 5 内閣総理大臣は、前項の規定により国の機関以外の専門的知識を有する者に対し必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めるに当たり、必要があると認めるときは、その者(補助者の使用の申出がある場合には、その者及びその補助者。以下この項において同じ。)に<u>明細書等</u>に記載されている発明の内容を開示することができる。この場合においては、その者に対し、あらかじめ、第八項の規定の適用を受けることについて説明した上、当該開示を受けることについての同意を得なければならない。

6・7 (略) 8 保全審査に關与する国の機關の職員及び第五項（前項において準用する場合を含む。）の規定により保全対象発明の内容の開示を受けた者は、当該保全対象発明の内容に係る秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用してはならない。	6・7 (略) 8 保全審査に關与する国の機關の職員及び第五項（前項において準用する場合を含む。）の規定により発明の内容の開示を受けた者は、当該発明の内容に係る秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用してはならない。
---	---

○第七十八条第二項の規定による第七十八条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分) 【読替適用】

読 替 後	読 替 前
(外国出願の禁止) 第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、<u>第六十六条第一項本文に規定する発明</u> (第七十条第一項の規定による通知を受けた特許出願に係る明細書等に記載された発明にあつては、<u>保全対象発明</u>) であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願 (外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。) をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている場合であつて、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき (第七十条条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。)、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき及び同条第十項、第七十	(外国出願の禁止) 第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、<u>第六十六条第一項本文に規定する発明</u> であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願 (外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。) をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている場合であつて、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき (第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。)、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については

一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

、この限りでない。

○第七十八条第三項の規定による第七十八条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分) 【読替適用】

読 替 後	読 替 前
○特許法第三十六条の二関係 (外国出願の禁止) 第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願(外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。)をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている場合であつて、当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項に規定する翻訳文の提出がされた日(同条第四項又は第六項の規定により当該翻訳文が提出された場合にあつては、同条第七項の規定にかかわらず、当該翻訳文が現に提出された日)から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき(第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を	(外国出願の禁止) 第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願(外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。)をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている場合であつて、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき(第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。)、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けた

放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

257 (略)

○特許法第三十八条の三関係

(外国出願の禁止)

第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。）をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている場合であつて、当該特許出願に係る特許法第三十八条の第三項に規定する明細書及び図面並びに先の特許出願に関する書類が提出された日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき（第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを

ときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

257 (略)

(外国出願の禁止)

第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。）をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている場合であつて、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき（第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき

除く。）、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

257 (略)

○特許法第三十八条の四関係

(外国出願の禁止)

第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。）をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている場合であつて、当該特許出願に係る特許法第三十八条の四第三項に規定する明細書等補完書が提出された日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき（第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったと

及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

257 (略)

(外国出願の禁止)

第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。）をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている場合であつて、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき（第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けた

き及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

2
7 (略)

○特許法第四十六条関係

(外国出願の禁止)

第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。）をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている場合であつて、当該特許出願に係る特許法第四十六条第一項の規定による出願の変更の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき（第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当

ときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

2
7 (略)

(外国出願の禁止)

第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。）をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている場合であつて、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき（第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については

該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

2
ゝ
7

(略)

、この限りでない。

2
ゝ
7

(略)

○第八十条第四項の規定による第六十七条第四項、第五項、第八項の読替え

(傍線部分は読替部分) 【準用】

読 替 後	読 替 前
(内閣総理大臣による保全審査) 第六十七条 (略) 2・3 (略) 4 内閣総理大臣は、前項の規定により十分な資料又は情報が得られないときは、国の機関以外の専門的知識を有する者に対し、必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合においては、当該専門的知識を有する者に<u>保全対象発明</u>(保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。)の内容が開示されることにより特許出願人の利益が害されないよう、当該専門的知識を有する者の選定について配慮しなければならない。 5 内閣総理大臣は、前項の規定により国の機関以外の専門的知識を有する者に対し必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めるに当たり、必要があると認めるときは、その者(補助者の使用の申出がある場合には、その者及びその補助者。以下この項において同じ。)に<u>保全対象発明</u>(保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。)の内容を開示することができる。この場合においては、その者に対し、あらかじめ、第八項の規定の適用を受けることについて説	(内閣総理大臣による保全審査) 第六十七条 (略) 2・3 (略) 4 内閣総理大臣は、前項の規定により十分な資料又は情報が得られないときは、国の機関以外の専門的知識を有する者に対し、必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合においては、当該専門的知識を有する者に<u>発明</u>の内容が開示されることにより特許出願人の利益が害されないよう、当該専門的知識を有する者の選定について配慮しなければならない。 5 内閣総理大臣は、前項の規定により国の機関以外の専門的知識を有する者に対し必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めるに当たり、必要があると認めるときは、その者(補助者の使用の申出がある場合には、その者及びその補助者。以下この項において同じ。)に<u>明細書等に記載されている発明</u>の内容を開示することができる。この場合においては、その者に対し、あらかじめ、第八項の規定の適用を受けることについて説明した上、当該開示を受けることについての同意を得

明した上、当該開示を受けることについての同意を得なければならない。 6・7 (略) 8 保全審査に關与する国の機關の職員及び第五項（前項において準用する場合を含む。）の規定により保全対象発明（保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。）の内容の開示を受けた者は、当該保全対象発明（保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。）の内容に係る秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用してはならない。	なければならない。 6・7 (略) 8 保全審査に關与する国の機關の職員及び第五項（前項において準用する場合を含む。）の規定により発明の内容の開示を受けた者は、当該発明の内容に係る秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用してはならない。
--	--

○第八十二条第二項の規定による特許法第四十二条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分) 【読替適用】

読替後	読替前
(先の出願の取下げ等) 第四十二条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から<u>経済産業省令で定める期間を経過した時又は当該先の出願について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第七十七条第二項の規定による通知を受けた時のうちいずれか遅い時に取り下げたもの</u>とみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づく全ての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。 2・3 (略)	(先の出願の取下げ等) 第四十二条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から<u>経済産業省令で定める期間を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づく全ての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。</u> 2・3 (略)

○第八十二条第三項の規定による特許法第四十八条の三第一項の読替え

(傍線部分は読替部分) 【読替適用】

読替後	読替前
(出願審査の請求) 第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に」とあるのは「その日から三年を経過した日又は経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第 号)第七十七条第二項の規定による通知を受けた日から三月を経過した日のうちいずれか遅い日までに、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。 2 8 (略)	(出願審査の請求) 第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。 2 8 (略)

○第八十二条第四項の規定による特許法第六十七条第三項の読替え

(傍線部分は読替部分) 【読替適用】

読 替 後	読 替 前
(存続期間) 第六十七条 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。 2 前項に規定する存続期間は、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して五年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から起算して三年を経過した日のいずれか遅い日(以下「基準日」という。)以後にされたときは、延長登録の出願により延長することができる。 3 前項の規定により延長することができる期間は、基準日から特許権の設定の登録の日までの期間に相当する期間から、次の各号に掲げる期間及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第 号)第七十条第一項の規定による通知を受けた日から同法第七十七条第二項の規定による通知を受けた日までの期間を合算した期間(これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を合算した期間を除いた期間)に相当する期間を控除した期間(以下「延長可能期間」という。)を超えない範囲内の期間とする。 一〇十 (略)	(存続期間) 第六十七条 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。 2 前項に規定する存続期間は、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して五年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から起算して三年を経過した日のいずれか遅い日(以下「基準日」という。)以後にされたときは、延長登録の出願により延長することができる。 3 前項の規定により延長することができる期間は、基準日から特許権の設定の登録の日までの期間に相当する期間から、次の各号に掲げる期間を合算した期間(これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を合算した期間を除いた期間)に相当する期間を控除した期間(以下「延長可能期間」という。)を超えない範囲内の期間とする。 一〇十 (略)

4

(略)

4

(略)